

大学院学習要項・便覧

博士前期課程・博士後期課程

2023

東邦大学大学院看護学研究科

看護学専攻

建学の精神

自然・生命・人間

人生は自分のものではなく 生命を与えてくれた自然のものである
そして人生の目的は人間ではなく大自然そのもののうちにあるのだ

それゆえ われらは自然の動きに一致して
絶えず自己および他人への道を進まねばならぬ

つねに自分のすることが社会のため
人類のために役立つことを目標として進んでいく
人のためという事は自分のためであり
自分を完成することは人のためでもあるのだ

どんな境遇にある者も
生き甲斐のあるように生きなければならない
真に生き甲斐のある生き方をしてこそ
はじめて生きることに意味があるのだ

その日その日に最善の努力をつくそう
自分の力の限り努力しながら毎日を過ごすとき
われらは大いなる喜びと生き甲斐を感じるのである

東邦大学創立者 額田 晋 (1957年著)

「自然・生命・人間」より

看護学研究科 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

<教育理念>

看護学のより高度な研究と教育を通じて、医療人として広く活躍できる専門的な知識と技能を有した人材を育成します。

博士前期課程

<教育目標>

高度な専門知識・技術を学び、医療・看護・福祉の知識の融合を図り、科学的なエビデンスに基づく研究と実践のできる人材を育成します。

<カリキュラム・ポリシー>

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、専門科目に加えて全員が修得すべき内容を共通必修科目として、また、医療・看護・福祉の知識を融合するための科目を共通科目として、以下のようなカリキュラムを体系的に編成します。

1. 医療・看護・福祉の知識を融合するために「看護理論」「看護倫理」「医療言語論」「疾病学特論」「看護政策特論」などの共通科目を配置する。
2. 各専門科目の特論と演習をとおして、専門知識・技術を学ぶ。また、科学的エビデンスに基づく研究を実施するために「看護研究法」を学んだうえで「看護学特別研究」をとおして研究能力を養う。
3. 高度実践看護師教育課程（CNS コース）では、卓越した専門職業人を目指し、高度な専門性のある看護実践者を育成する科目を配置する。
4. 実践助産学課程では、母子および家族を対象とする問題解決能力、助産実践能力を身につける科目を配置する。
5. 高度実践公衆衛生看護学課程では、情報を収集・分析し健康課題を抽出できる研究力、健康課題に対応できる実践力、住民や多職種と協働できる地域マネジメント力を身に付け、事業化・施策化できる保健師の育成を目指した科目を配置する。

<ディプロマ・ポリシー>

所定の課程を修了することに加え、以下の要件を満たすものに修士（看護学）の学位を授与します。

1. 各専門分野における高度な実践力を身につけている
2. 科学的エビデンスに基づく研究能力を身につけている

博士後期課程

<教育目標>

自立して看護学を真に探究できる能力を有し、学際的かつ科学的に新しい教育・研究方法を開発できる能力を備え、広い視野に立った豊かな学識をもとに、社会の健康の向上に資する研究者および教育者を育成します。

<カリキュラム・ポリシー>

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、専門科目に加えて全員が修得すべき内容を共通必修科目として、また、広い視野に立った豊かな学識を深めるための科目を支持科目として、以下のようなカリキュラムを体系的に編成する。

1. 広い視野に立った豊かな学識を深めるために「医療言語論特講」「疾病論特講」の支持科目を配置する。
2. 新しい教育・研究方法を開発する能力を高めるために、各専門分野において特講と演習および「看護学研究法特講」「看護学特別研究」を配置する。

<ディプロマ・ポリシー>

所定の課程を修了することに加え、以下の要件を満たすものに博士（看護学）の学位を授与します。

1. 学際的かつ科学的な新しい教育・研究方法を開発する高い能力をもっている
2. 社会の健康の向上に資する自立した研究者・教育者である

【授業時間】

昼夜開講、1 時限：50 分授業

時限	授業時間	時限	授業時間
	昼間		夜間
1	9：00～9：50	10	18：00～18：50
2	10：00～10：50	11	19：00～19：50
3	11：00～11：50	12	20：00～20：50
4	12：00～12：50		
5	13：00～13：50		
6	14：00～14：50		
7	15：00～15：50		
8	16：00～16：50		
9	17：00～17：50		

【学年暦】

入学式	2023 年	4 月 3 日 (月)
大学院ガイダンス		4 月 4 日 (火)
定期健康診断		4 月 4 日 (火)・5 日 (水)
東邦大学創立記念日 (授業実施日)		6 月 10 日 (土)
博士論文公聴会 (9 月修了予定者)		7 月 24 日 (月)
論文提出期限 (9 月修了予定者)		8 月 23 日 (水)
論文審査 (9 月修了予定者)		9 月 5 日 (火)、6 日 (水)
大学院論文発表会 (9 月修了予定者)		9 月 25 日 (月)
助産師コース・保健師コース課題研究論文提出期限		11 月 15 日 (水)
助産師コース・保健師コース課題研究論文審査		11 月 30 日 (木)・12 月 1 日 (金)
博士論文公聴会		12 月 18 日 (月)
博士論文・修士論文・課題研究論文 (CNS) 提出期限	2024 年	1 月 26 日 (金)
博士論文・修士論文・課題研究論文 (CNS) 審査		2 月 5 日 (月)・7 日 (水)
大学院論文発表会 (博士前期・博士後期)		3 月 1 日 (金)
学位記授与式		3 月 15 日 (金)

目 次

◆博士前期・後期課程共通

- I 健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・共－1
 - II 個人情報保護について・・・・・・・・・・共－4
 - III 実習中の出来事について・・・・・・・・共－11
 - IV 加入する保険について・・・・・・・・・・共－14
 - V 東邦大学大学院看護学研究科
ソーシャル・メディア・ガイドライン・・・・・・・・共－18
 - VI 災害対策マニュアル・・・・・・・・・・共－20
- (添付) 東邦大学大学院規程
(添付) 大学院看護学研究科学位規程

◆博士前期課程

- I 博士前期課程履修規程・・・・・・・・・・前－1
- II 授業科目、単位数および学年配当・・・・前－3
- III 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・前－13
- IV GPA制度について・・・・・・・・・・前－17
- V 指導教員について・・・・・・・・・・前－18
- VI 研究指導計画書（研究実施経過報告書）について・・前－19
- VII 看護学特別研究（修士論文）について・・・・前－20
- VIII 修了までのプロセス・・・・・・・・・・前－27

◆博士後期課程

- I 博士後期課程履修規程・・・・・・・・・・後－1
- II 授業科目、単位数および学年配当・・・・後－4
- III 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・後－6
- IV GPA制度について・・・・・・・・・・前－7
- V 指導教員について・・・・・・・・・・後－8
- VI 研究指導計画書（研究実施経過報告書）について・・後－9
- VII 看護学特別研究（博士論文）について・・・・後－10
- VIII 修了までのプロセス・・・・・・・・・・後－19

I 健康管理

1. 健康管理項目

大学院生に対する健康管理に関して、大学が行う内容は以下の通りである。

- 1) 定期健康診断：4月ガイダンス時に実施、費用大学負担
 - ①内科診察、身長、体重、視力、血圧、胸部 X 線、尿検査（蛋白・糖・潜血）
（対象）全大学院生
 - ②麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎抗体検査（EIA 法による IgG 抗体測定）
（対象）博士前期課程 1 年生
 - ③HBs 抗原、抗体検査（CLIA 法）
（対象）博士前期課程 1 年生

注 1) 定期健康診断当日に欠席した場合は、各自病院で健康診断（学校で定められている項目全て）を自費で受診し、診断結果を 6 月末日までに健康推進センターに提出する。

注 2) 職場で実施した健康診断の結果を提出することで、定期健康診断に代えることができる。その場合は、診断結果を 6 月末日までに健康推進センターに提出する。

注 3) 助産師コース、保健師コース、CNS コースの学生は、実習のための電子カルテ閲覧 ID 申請のスケジュールの都合上、大学にて定期健康診断を受診することを推奨する。
- 2) 結核検査：定期健康診断時に胸部 X 線検査を実施する。（対象）全大学院生
- 3) 定期健康診断の結果について
定期健康診断の結果は各自に配布する。
学校医及び健康推進センターの看護師・保健師が健康診断の結果を確認し、健康指導の必要がある学生に対しては、呼び出して健康指導をする。
- 4) 4 疾患（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）、B 型肝炎予防接種の推奨
注) 定期健康診断時に 4 疾患の抗体が陰性かつ予防接種歴が 2 回ない者および B 型肝炎の抗体が陰性の学生は、予防接種を受けることを推奨する。
- 5) インフルエンザワクチン接種：11 月頃実施、費用大学負担
注) 接種当日に欠席した場合は、特別な理由がない限り、各自自費でワクチンを接種し、接種したことの証明となるものを健康推進センターに提出する。
- 6) ワクチン接種後の証明書提出について
各ワクチン接種後は本人氏名・ワクチン名・医療機関名・医師名・接種日が記載された証明書もしくは予診票のコピーを健康推進センターに提出する。書式は Active Academy の

Web フォルダより「ワクチン接種済証明書」をダウンロードし使用する。

※ 助産師コース、保健師コース、CNS コースの学生は、各ワクチン接種後の証明書提出を必須とする。

7) 証明書の発行について

大学で実施した場合に限り、「健康診断証明書」と「感染症抗体価および予防接種歴証明書」を発行する。

2. 学校感染症について

「学校において特に予防すべき感染症」のいずれかの疾患に罹患および罹患疑いのある学生は、医師の診断を受け、診断書（発症日、診断日、診断名が記載されたもの）を発行してもらう。診断後、速やかに健康推進センターに電話連絡し、診断結果を伝える。治癒後、健康推進センターを受診し、治癒証明書を発行してもらい、学事課で所定の手続きを行う。所定の手続き後、公欠の決定は研究科が行う。

感染症発症時の学生の行動

速やかに病院受診し、診断書（発症日、診断日、診断名が記載されたもの）を発行してもらう。



診断結果を健康推進センターへ電話連絡



治癒後、健康推進センターを受診し、治癒証明書を発行してもらい学事課で所定の手続きを行う。

学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（新型コロナウイルス感染症）、新感染症	治癒するまで
第2種 (注1)	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

学校保健安全法施行規則：令和元年7月1日（文部科学省）

(注1) 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、出席停止期間はこの限りでない。

*罹患時が長期休暇中などの場合、健康推進センターへの罹患報告のみで対応する場合がある。

*第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間とする。

Ⅱ 個人情報保護について

1. 看護師の責務としての守秘義務

社会的背景

個人情報保護に関することは平成 15 年に出された「個人情報の保護に関する法律(抄)」(平成 15 年 5 月法律第 57 号、最終改正令和 2 年 6 月法律第 44 号)がある。

また、厚生労働省は、医療従事者等による患者等への診療情報の提供を推進するために、すべての医療従事者等を対象とした「診療情報の提供等に関する指針」(平成 15 年 9 月)を公表し、全国の各機関・団体・医療従事者等に対し、その周知の徹底と遵守を要請した。さらに、厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 12 月)が公表された。そのような中、日本看護協会(看護の専門職能団体)は看護者の行動指針を示した「看護者の倫理綱領」(昭和 63 年/改訂平成 15 年)、看護実践にかかわるすべての看護者に共通の実践レベルを記述した「看護業務基準」(平成 7 年、改訂令和 3 年)および「領域別看護業務基準」(それぞれの領域ごと改訂平成 16~17 年)を作成した。看護記録に関しては、「看護業務基準」において、「看護実践の一連の過程は記録される」と規定し、看護記録の記載を看護者の責務として位置づけている。平成 12 年に公表された「看護記録の開示に関するガイドライン」は個人情報保護に関する法律が成立したことを受け、平成 17 年に改訂、「看護記録および診療情報の取り扱いに関する指針」を作成した。前述の「看護者の倫理綱領」も公表から 17 年が経過し、看護を取り巻く環境、社会情勢が大きく変化しているから大きく見直し、令和 3 年に新たに公表された。

「看護者の倫理綱領」条文

1. 看護職は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
2. 看護職は、対象となる人々に平等に看護を提供する。
3. 看護職は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
4. 看護職は、人々の権利を尊重し、人々が自らの意向や価値観にそった選択ができるよう支援する。
5. 看護職は、対象となる人々の秘密を保持し、取得した個人情報は適正に取り扱う。
6. 看護職は、対象となる人々に不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を確保する。
7. 看護職は、自己の責任と能力を的確に把握し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
8. 看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努める。
9. 看護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉を実現する。
10. 看護職は、より質の高い看護を行うために、自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動する。
11. 看護職は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
12. 看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイング³の向上に努める。
13. 看護職は、常に品位を保持し、看護職に対する社会の人々の信頼を高めるよう努める。
14. 看護職は、人々の生命と健康をまもるため、さまざまな問題について、社会正義の考え方をもって社会と責任を共有する。
15. 看護職は、専門職組織に所属し、看護の質を高めるための活動に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。
16. 看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべての人々の生命、健康、生活をまもることに最善を尽くす。

2. 東邦大学の個人情報の取扱いについて

以下は、東邦大学ホームページに学生、保護者向けに掲載されている。(令和元年10月1日付)

<https://www.toho-u.ac.jp/univ/effort.html>

東邦大学(以下「本学」という。)は、大学運営に必要な個人情報を取り扱っています。この文書は、これらの個人情報の取り扱いにつきまして、個人情報保護法(以下「法律」という。)に基づく「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」に従い、取り扱いを定めたものです。

なお、個人情報を適正に取り扱うため、本学では、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令、国及び行政の定める指針等を遵守し、「学校法人東邦大学個人情報保護に関する規程」に則って運用いたします。また、これらの利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において行い、変更した利用目的を本人に通知又は公表します。

記

1. 個人情報の収集・利用目的について

本学は以下の各項に該当する方の個人情報を次に掲げる目的のため収集・利用します。但し、法律第16条第3項に該当する場合は、本人の同意がなくても個人情報を取り扱う場合があります。

(1) 学生

<学籍関係>

- ・ 入退学、進級、卒業、休学等の学籍異動に係る学籍管理のため
- ・ 学生証、ネームプレートの交付のため

<修学関係>

- ・ 履修相談、履修登録、授業・実習運営、試験運営、成績管理、卒業判定、学位授与等に係る運営のため
- ・ 国家試験対策及び手続き等に係る業務のため
- ・ 臨床実習、教育実習等に関する業務のため

<学生生活関係>

- ・ 学割、各種申請、証明書等の帳票作成及び集計、本人への送付・連絡のため
- ・ 学生生活全般の指導・助言、健康管理、福利厚生及び課外活動の学生支援業務のため
- ・ 大学内のアルバイト等を行う場合の雇用管理、給与等の支払のため
- ・ 学内施設・設備の利用に係る業務のため
- ・ メディアセンター利用に係る業務のため
- ・ 学内ネットワーク利用に係る業務のため
- ・ 学生傷害保険の加入、受給のため
- ・ 奨学金の申し込み、採用、受給等に係る業務のため

<進路・就職関係>

- ・ 就職関係の指導を目的とした関係情報の管理のため(インターンシップ等含む)

<その他>

- ・ 教育研究及び入学試験・学生募集の改善のため
- ・ 学費等納入管理のため
- ・ 寄付金受納管理のため
- ・ 教学に係る調査・統計資料作成業務のため
- ・ 災害発生時の安否確認のため

- ・ 保証人との学修状況相談のため
- ・ 本学が学術交流協定等を締結した大学・大学院等への情報提供のため
- ・ 各種調査、認証評価等、国、行政及びその他団体等からの調査業務のため

(2) 保証人・学費負担者等

- ・ 学生の修学指導等に必要連絡のため
- ・ 各種送付物（成績通知、学費納付、行事案内等）の送付のため

(3) 卒業生

- ・ 卒業、成績、在籍等の証明に関する業務のため
- ・ 在学生就職、キャリア形成支援に係る業務のため
- ・ 進路調査のため
- ・ 官公庁からの申請による開示請求に関する業務のため
- ・ 卒業後の本学からの案内・通知等送付のため
- ・ 卒業生向けサービスおよび施設の利用のため

(4) 入学志願者

- ・ 入学志願者に対する出願情報処理、選抜試験実施のため
- ・ 合格発表のため
- ・ 入学者選抜方法等に於ける調査・研究・分析のため
- ・ 入学手続（編入・再入学含）、入学後の学籍管理、学習指導及び学生支援関係業務のため

(5) 資料請求者（本学接触者）

- ・ 資料発送、行事案内に関する業務のため
- ・ 相談会等運営業務のため

(6) 本学が提供するサービスおよび施設の学外利用者

- ・ 本学主催の公開講座、夏の医学校、薬学教室、理科教室等の公開イベント等のサービスに係る資料等発送、案内、参加通知等に関する業務のため
- ・ 学内施設・設備の利用に係る業務のため

2. 学生の学業成績等修学状況の保証人への提供について

本学では、保証人と連携した学生への個別指導を行うため、学生の修学状況や成績等を本人への通知とは別途、保証人へ提供しています。

3. 個人情報の適正な取得について

本学は偽りその他不正な手段により個人情報を取得することはありません。個人情報を取得した時は、本人に速やかに利用目的を通知・公表します。又、本人から直接個人情報を取得する場合は、予め利用目的を明示します。但し、法律第18条第4項に該当する場合は、利用目的の通知・公表等を行わない場合があります。

4. 個人データの管理について

本学は、本学が取り扱う個人データの漏洩、滅失または毀損の防止、その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

又、教職員に個人情報を取り扱わせるにあたっては、安全管理が図られるよう、教職員に対する必要かつ適切な監督・指導を行います。

さらに、本学が個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

(「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいいます)

5. 個人データの第三者提供について

本学は、本学の教育研究及び学生支援等に必要業務を遂行する目的で、個人データを大学関係団体等に第三者提供することがあります。個人データを提供する第三者に対しては、当該個人データの取り扱いに関する留意事項を遵守させるように指導します。なお、法律第23条第1項に該当する場合は、本人の同意なくして個人データを第三者に提供することがあります。本学が第三者に提供する個人データは以下の通りです。

(1) 同窓会

- ア. 利用目的：①同窓会名簿の作成 ②入会、各種同窓会活動の案内送付 ③同窓会誌の送付
- イ. 提供する項目：学生の住所、氏名、電話番号、進路先
- ウ. 提供方法：電磁的記録媒体（利用目的から相当であると判断される場合には、あて名ラベルシール、電話・メール等による提供をすることがあります。）

(2) 東邦大学教職員組合

- ア. 利用目的：保証人に対するの国庫補助署名依頼
- イ. 提供する項目：保証人の住所、氏名
- ウ. 提供方法：宛名シール

(3) 東邦大学青藍会（東邦大学父母会）

- ア. 利用目的：①大学広報誌の送付 ②青藍会からの諸連絡
- イ. 提供する項目：保護者（学費負担者）及び学生の住所、氏名、電話番号
- ウ. 提供方法：電磁的記録媒体（利用目的から相当であると判断される場合には、あて名ラベルシール、電話・メール等による提供をすることがあります。）

6. 個人情報の利用目的の通知の求め、開示の求め、内容の訂正、追加又は削除の求め、利用の停止又は消去の求め、第三者提供の停止の求めについて

本人が当該本人に関する個人情報の利用目的の通知等を求める場合は、所定の書面をもって請求できます。本学では、教育上の配慮、その他の理由を考慮し、個人情報の利用目的の通知等を決定し、書面をもって回答いたします。

7. 個人情報の利用目的の通知等の求め、相談、苦情等の担当窓口について

本学の個人情報に関する担当窓口は次のとおりです。

- 医学部及び看護学部
大森学事部学事課
(連絡先) 東京都大田区大森西5-2-1-16 電話 03 (3762) 4151 (代表)
- 薬学部、理学部及び健康科学部
習志野学事部学事課
(連絡先) 千葉県船橋市三山2-2-1 電話 047 (472) 9335 (直通)

8. この文書の改訂について

本学は、個人情報の取り扱いについて見直しを行い、この文書の内容を改訂する場合があります。この文書を更新した際には、ホームページ上でお知らせします。

3. 電子カルテの使用に関する手続きについて

(個人情報保護法に準拠)

- 1) 学生は臨床実習が開始する時期までに、東邦大学医療センター大森病院電子情報委員会委員長が行う「電子カルテの使用に関する特別講義」を受ける。

＊「電子カルテの使用に関する特別講義」は年1回(4月)のみ実施する。

- 2) 臨床実習を受ける全ての学生とそれにかかわる教員は、電子カルテの使用に関する約束事を振り返り、所定の書式にて守秘義務履行の誓約書ならびに電子カルテシステム(オーダーリングシステム)使用許可願を使用する1ヶ月前までに学事課に提出する。

<参考資料>

様式1 看護学部長・看護学研究科長宛の「誓約書」

様式2 病院長宛の「電子カルテシステム使用許可願」

- 3) IDの配布

様式1、2を提出し、胸部X線検査の結果に異常のなかった者に対して電子カルテ閲覧のためのIDを発行する。

- 4) 書類の有効期限

誓約書の有効期間は、同年年度末までとする。

電子カルテシステム使用許可願の有効期限は、実習期間終了までとする。

- 5) 書類の保管と運用

- ・誓約書ならびに使用許可願はコピーを作成し、学生は各自のコピーを保管する。
- ・誓約書は原本を看護学部事務室で保管し、コピーを看護部経由で病院へ提出する。
- ・電子カルテシステム使用許可書はコピーを看護学部事務室で保管し、原本を看護部経由で病院へ提出し、学生用IDの発行を要請する。
- ・学生用IDの一覧は看護学部事務室で保管する。

個人情報保護に関わる誓約書

東邦大学大学院看護学研究科長 殿

私は、臨地実習を行うことにあたり、患者等のプライバシーの保護に充分配慮し、守秘義務を遵守することを誓います。

誓約に際しては、特に以下の点について厳重な注意を払います。

1. 実習中だけでなく、実習後も患者に関して知り得た全ての情報を第三者に漏洩しない
2. その情報を病院に無断で使用しない
3. 故意または過失によって病院に損害を与えない
4. 必要なカルテ以外を勝手に閲覧しない
5. いかなる理由があっても患者情報をプリントアウトしない
6. 実習に関することを SNS (Facebook, Twitter, You tube, mixi, ブログ等) を利用して発信しない
7. その他、守秘義務に違反する一切の行為を行わない

この誓約に故意または過失により違反し、実習施設や関係者に不利益が生じた場合には、学則に則り、いかなる処分にも従います。

20 年 月 日

住 所： _____

学籍番号： _____

氏 名： _____ 印

電子カルテシステム使用許可願

東邦大学医療センター大森病院 病院長
東邦大学医療センター大橋病院 病院長 殿
東邦大学医療センター佐倉病院 病院長

私は、東邦大学医療センター（大森病院・大橋病院・佐倉病院）で臨床実習を行うにあたり、実習中の電子カルテシステムの閲覧は操作法の研修を受けたうえで、守秘義務を厳守することを誓います。

患者や貴院に迷惑がかからないよう下記の事項に従い、慎重に端末操作を行いますので、電子カルテシステムの使用の許可をくださいますよう、お願いいたします。

記

1. 医療人として、患者のプライバシーに十分配慮して、情報の閲覧を行う。
2. 知り得た情報は、原則として貴院での実習のみに利用するものとし、文書で許可なくして、それ以外の目的には一切使用しない。許可を得て学術的発表を行う際にも取り扱った患者個人が特定できないように配慮する。
3. 指定された ID を用いてのみ端末操作を行う。
4. いかなる理由があっても、患者情報をプリントアウトしない。
5. パスワードの管理は個人の責任において行う。
6. 実習予定終了後、自動的に ID とパスワードが失効することに同意する。ただし予定よりも早期に実習が終了した場合には、ID とパスワードの失効の手続きを電算室に申し出る。
7. その他、貴院の職員規程・内規を厳守し、実習指導者・電算室職員および病院長の指示を受けた病院職員などの指示に従う。

以上

○電子カルテシステム使用期間

20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

申請日： 年 月 日

学籍番号： _____

氏名： _____ 印

Ⅲ 実習中の出来事について

1. 出来事発生時の対応および報告手続き

実習中に、学生が出来事に関わった場合の手続きは下記に従う。出来事とは、事故、ニアミス、感染などを含み、学生が行った行為が対象やその関係者、自分自身などに何らかの悪影響を及ぼした、又は及ぼす可能性があると思われる事象のことである。また、学生が暴力（身体的、精神的被害等）を受けた場合も含まれる。

1) 出来事発生時の対応および報告

①実習場における手続き（事故の場合）

応急処置：発生時、学生は直ちに実習指導者（指導教員と施設指導者）に連絡すると同時に、指示のもと対象（破損物）を安全な場所に移し対応する。学生は実習指導者および施設責任者と連絡を取り適切な処置を行い、施設の指示に従う。

対策：対象の状態が落ち着いた時点で、学生、実習指導者、実習施設の責任者間で、出来事の発生状況と処置方法および出来事の今後の対策について話し合う。

対応：学生は実習指導者の指示に従う。対象および関係者に対して、学生は誠意をもって対応する。

報告：学生は、出来事の詳細を指導教員と施設指導者へ報告し振り返る。施設指定の報告書への記載および看護部への報告は、施設指導者が行うこととし、学生は施設の報告書は作成しない。

②大学における手続き

報告：学生は、出来事発生後速やかに指導教員を経て、科目責任者へ発生状況と処置について報告する。学生は必要に応じて「看護学実習出来事報告書」を作成し、科目責任者を経て研究科長へ提出する。

対応：学生は、必要に応じて指導教員および科目責任者の指導のもと、出来事発生状況を分析し、今後同じような出来事が発生しないように、課題を明確にする。

2) 実習出来事報告書の作成

①報告書作成の目的

実習における出来事は、様々な要因が関連しているが、それらを明らかにすることにより、同様の出来事の発生防止や深刻な事態への拡大防止に役立てる。

②報告書の書式

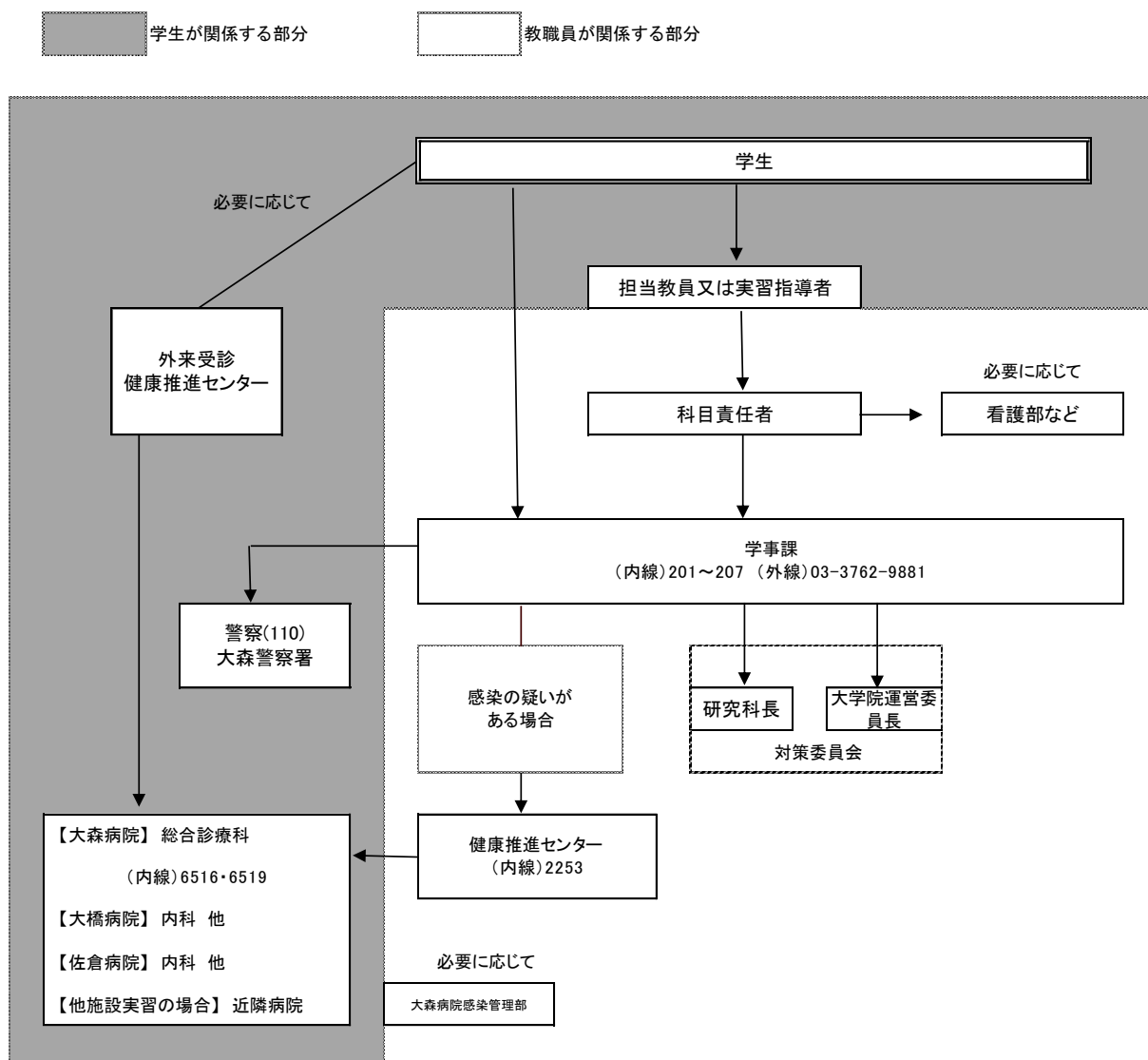
報告書は本研究科指定の用紙を用いて、手書きあるいはパソコン等で作成する。

3) その他

対象および学生に対する賠償の問題が生じる場合には、必要に応じて、学生、指導教員、科目責任者、研究科長、実習施設の責任者間で話し合い対応する。

2. 学生が関与した出来事発生時の連絡系統図

正課中(講義・実習・演習)



注) 針刺し事故が発生した場合には、適切な処置が必要な場合があるので、すみやかに外来を受診し、針刺し事故である旨を伝えること。

注) 次の連絡者と連絡がつかない場合はその次の連絡者に連絡をし対応する。

注) 警察への通報の判断: 金品・貴重品の盗難の場合通報、その他事項は対策委員会が判断する。

※正課以外に大学院生が関与した出来事が発生した場合は、学事課に連絡し、指導教員に相談の上で状況に応じて連絡・報告を行う。

年 月 日

東邦大学大学院看護学研究科

_____ 殿

第 _____ 学年 氏名 _____

看護学実習中の出来事に関する報告書

1. 発生状況

(1) 日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 曜日) _____ 午前・午後 _____ 時 _____ 分頃

(2) 場所：施設名 _____ 病棟 _____

(該当するものに○)

・病室 ・廊下 ・トイレ ・風呂場 ・洗面所
・ナースステーション ・検査室 ・その他(_____)

(3) 実習領域： _____

(4) 実習科目： _____

2. 患者の情報

年齢： _____ 歳 性別： _____ 男・女 _____

病名： _____ 診療科： _____

患者の状態 (病状・ADL や意識レベル等)： _____

3. 出来事の発生状況と経過

4. 出来事発生の要因 (自分自身や患者のこと、周囲の状況などから出来事発生の要因を分析)

5. 出来事を防ぐための今後の課題

IV 加入する保険について

1. 学生教育研究災害傷害保険

学生に対して、本学での教育研究活動中の不慮の災害事故に対する補償をするものである。

○このような場合に補償される

- 1) 国内外において、次の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害（ケガ）を被った場合。なお、「病気」はこの保険の対象ではない。
 - ① 正課中
講義、実験、実習、演習又は実技による授業を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間。ただし、被保険者（保険の対象となる方）の私的な状況でこれらに従事している間を除く。
 - ② 学校行事中
大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。
 - ③ ①②④以外で学校施設内にいる間
大学が教育活動のために所有、使用又は管理している学校施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、又は大学が禁じた行為を行っている間を除く。
 - ④ 課外活動（クラブ活動）中
大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動を行っている間。ただし、危険なスポーツを行っている間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除く。
- 2) 通学中、学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合
 - ① 通学中
大学の正課、学校行事又は課外活動（クラブ活動）に参加するため、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除く）により、住居と学校施設等との間を往復する間。
 - ② 学校施設等相互間の移動中
通学中と同じ目的・経路・方法（大学が禁じた方法を除く）で、学校施設等の相互間を移動している間。
- 3) 臨床実習中の接触感染による感染症予防措置を受けた場合

○加入の対象者

大学又は大学院に在籍する学生全員

○加入期間

4月1日午前0時（入学時）から所定の卒業年次の3月31日午後12時まで

○保険金の種類と金額

(1) 死亡保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合）

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	2,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円

(2) 後遺障害保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合）

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 120万円～3,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 60万円～1,500万円

(3) 医療保険金（医師の治療を受けた場合）・入院加算金

	治療日数	支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
正課中・学校行事中 (治療日数が1日から対象となる。)	治療日数 1日～ 3日	3,000円	入院1日につき 4,000円 ※いずれの活動種別においても入院1日目から支払われる。
	課外活動（クラブ活動）を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中 (治療日数が4日以上の場合が対象となる。)	〃 4日～ 6日	
	〃 7日～13日	15,000円	
	〃 14日～29日	30,000円	
	〃 30日～59日	50,000円	
	〃 60日～89日	80,000円	
	〃 90日～119日	110,000円	
	〃 120日～149日	140,000円	
	〃 150日～179日	170,000円	
	〃 180日～269日	200,000円	
	〃 270日～	300,000円	
学校施設内外を問わず課外活動（クラブ活動）を行っている間 (治療日数が14日以上の場合が対象となる。)			

(4) 接触感染予防保険金

(臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症病原体に予期せず接触し、かつ、その原因となる事故の発生日からその日を含めて180日以内に感染症予防措置を受けた場合)

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円(定額払)

○通知義務

この保険で対象となる事故が生じた場合には、事故発生日からその日を含めて30日以内に看護学部事務室へ通知すること

2. 学研災付帯賠償責任保険

国内外において、学生(被保険者)が正課、学校行事、課外活動*又はその往復において、他人にケガを負わせた場合、他人の財物を損壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金が支払われる。

○対象となる事故の例(いずれも被保険者に損害賠償責任が生じた場合に限る)

- ・正課で化学の実験中、間違えて薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまい、クラスメイトに火傷を負わせてしまった。
- ・学園祭で、焼鳥屋の模擬店を出店したが食中毒事故を出してしまい、5人が入院してしまった。
- ・実習中、実習先の物品を使用し、誤って壊してしまった。
- ・授業を受けるため自転車で通学中、自転車のハンドルが歩行者の鞆に引っ掛かり歩行者が転倒。歩行者にけがをさせてしまった。

○加入の対象者

大学又は大学院に在籍する学生全員

○加入期間

4月1日午前0時(入学時)から所定の卒業年次の3月31日午後12時まで

○対象となる活動範囲・保険金(支払限度額)

活動範囲	補償内容
・正課、学校行事、課外活動*及びその往復。	対人賠償と対物賠償合わせて 1事故につき1億円限度

*この保険での「課外活動」とは大学の規則にのっとり所定の手続きにより、インターンシップ又はボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインタ

ーンシップ又はボランティア活動をいう。これ以外のクラブ活動中の事故は保険支払の対象とはならない。ただし、正課または学校行事に合わせてその日のクラブ活動（大学が禁じているものは除く）に参加する場合、その住居と活動場所となる施設の間を合理的な経路および方法により移動中に行った行為は対象となる活動に含む。

○通知義務

この保険で対象となる事故が生じた場合には、直ちに看護学部事務室へ通知すること

V 東邦大学大学院看護学研究科 ソーシャル・メディア・ガイドライン

【ソーシャル・メディア・ガイドラインの目的】

ブログ、Wiki、SNS、バーチャル世界やクラウド環境を利用するアプリケーションなどのコンピューティング環境の総称である「ソーシャル・メディア」が急速に普及し、身近な存在になっています。

ソーシャル・メディアは、新しいコミュニケーションのツールとして、皆さんの可能性を大きく発展させますが、他方では、対面のコミュニケーションとは異なった危険性もはらんでいます。そこで、東邦大学大学院看護学研究科は、院生の皆さんがソーシャル・メディアを適切に利用することを期待して、以下の「1. 法令関係事項」に示したところに違反することがないように求め、併せてネット利用者として守るべき「2. ソーシャル・メディア利用上の注意点」を示します。もちろん、これらは、それぞれの事項に含まれるもののうち重要なものの例示であり、全部ではありませんが、ソーシャル・メディアを利用する前に必ず一読してください。

ソーシャル・メディアは、それを個人として利用する場合であっても、東邦大学大学院看護学研究科の院生であることを示している場合には、大学の名誉や信用にも大きく関わります。大学のブランド価値は院生により示されること、そして皆さんが公表する内容は大学のブランド価値を大きく左右するものであることを忘れずに、ソーシャル・メディアを活用してください。

※以下において、「大学」とは学校法人東邦大学の全体またはその設置する機関を、「院生」とは東邦大学大学院看護学研究科に所属する学生を指します。

1. 法令関係事項

① 【法令遵守】ソーシャル・メディアを含めたインターネット上の表現も、憲法等の法令の下にあります。利用の際は、日本の法令を遵守してください。また、ソーシャル・メディアは世界中で利用や閲覧が可能です。留学先や旅先など国外においても、自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法を遵守してください。

② 【知的財産権等の保護】著作権、商標権、特許権などの知的財産権を侵害してはなりません。ウェブサイトにある画像や文章の無断転載は、著作権法等が定める条件を満たさない限り、著作権侵害となります。著作権法等を遵守し、他者の知的財産権を侵害しないようにしてください。

③【守秘義務、機密情報の取扱】大学院および大学院と関係する他の機関は、機密情報やその他の専有情報を保有していることがあります。大学院で知り得た守秘義務を要する情報（研究上の秘密や業務情報など）を、許可なくソーシャル・メディアを利用して発信することのないようにしてください。

④【人格権等の保護】人の肖像写真等については、著作権とは別に被写体となった人の人格権に基づく権利（肖像権など）が認められる場合があります。知的財産権のみならず、こうした人格権にも配慮してください。

2. ソーシャル・メディア利用上の注意点

①【読者の範囲の確認】ソーシャル・メディアには、限られた読者に向けて情報を発信することができるものもありますが、設定によって読者の範囲は変化します。情報を発信する際には、その都度、読者の範囲をどのように設定しているかを確認してください。

②【プライバシー・個人情報保護】自身が掲載した内容には責任を持ってください。あなたが書いたものが長期間または永久に公開され、あなたが意図しない形で利用されることもあり得ることに留意し、自身のプライバシーと個人情報保護に努めると共に、当該メディアのルールを守ってサービスを利用してください。また、他者のプライバシー・個人情報に言及するときは、原則として相手方の了解が必要です。

③【正確な情報伝達】不確定情報や意図的な虚偽情報を発信してはなりません。読者は、世界中のあらゆる地域にいる不特定多数（あるいは特定多数）であることを十分に考慮してください。また間違いに気がついたときには、直ちに訂正してください。

④【人権や倫理の尊重】人種や民族に関連した中傷や侮辱（ヘイト・スピーチ）、他者が嫌悪感をおぼえる性的な表現、公序良俗に反する内容、公共性・公益性を損なう内容等は、特定の法律規定に違反しない場合であっても、人権尊重の基本理念や倫理に反するものであり、これらの内容を含む表現をしてはなりません。また、政治・宗教など異論が出たり扇動的になったりする可能性のある話題については、十分に配慮してください。

以上

VI 災害対策マニュアル

東邦大学看護学部
2011年改定版

1. 日ごろの備え

地震・火災などの災害は、いつ起こるかわかりません。
万が一の時、冷静に行動できるよう、普段からの心掛けが重要です。
日ごろから、以下のことに留意し、身の回りの防災に努めてください。

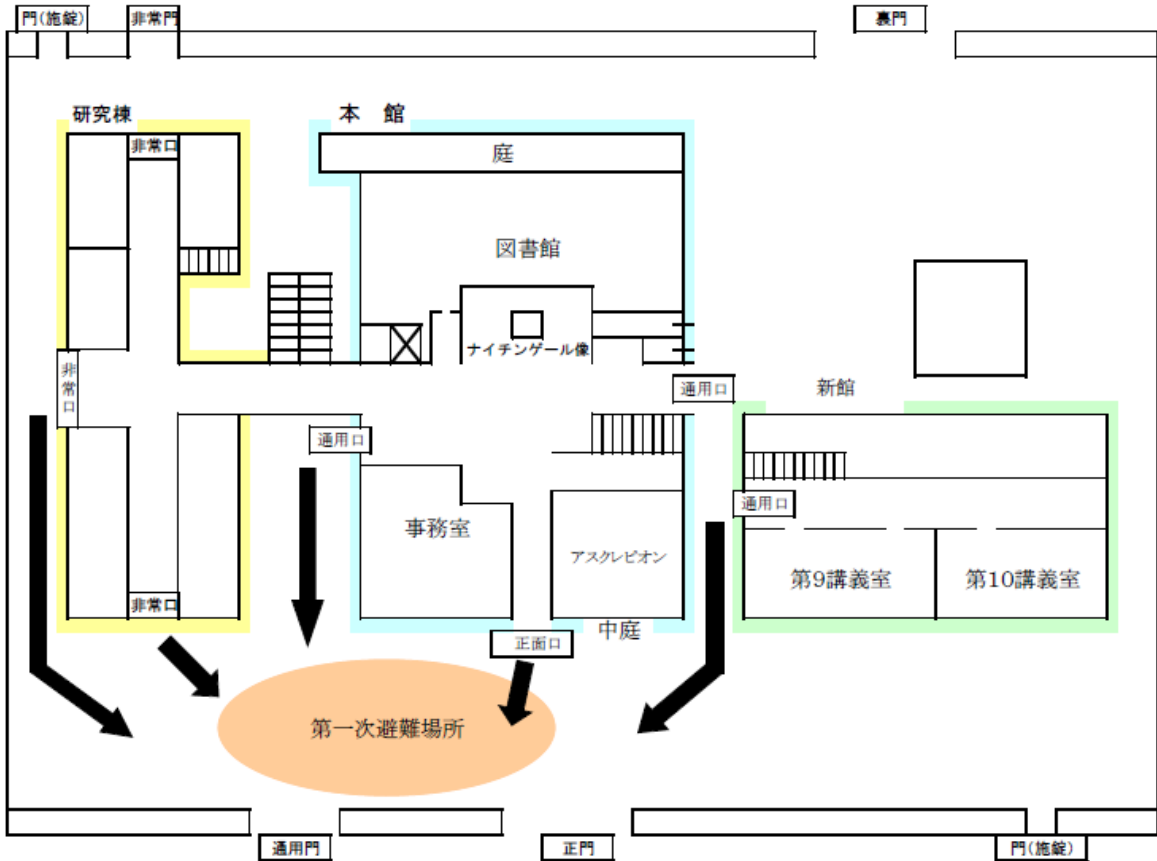
日ごろの防災の心得

- 1) 非常時に備え、大学内の避難路・避難先を確認しておきましょう。
⇒「**2. 学部内避難経路**」、「**3. 医学部の避難先**」、「**4. 学外避難先**」参照
- 2) 災害時の対応・避難方法や連絡方法を確認しておきましょう。
⇒「**5. 震度6弱以上の地震がおきたら**」、「**6. 火災がおきたら**」、
「**7. 天災発生時の授業について**」参照
- 3) 東邦大学安否確認システムへ連絡のとれるメールアドレスを登録し、
連絡先を変更した場合は必ず変更届けを行いましょう。
- 4) 火災の発生に備え、消火器の位置、使用法を確認しておきましょう。
- 5) 機会を見つけて、積極的に防災訓練・救急救護訓練に参加しましょう。
- 6) 応急手当の方法を身につけておきましょう。
- 7) 教室内の整理整頓を心がけ、不要となった紙類・ごみ類は早めに処分しましょう。
- 8) ロッカー戸棚などの上に物を置かないようにしましょう。
- 9) 大学から自宅までの帰宅経路を確認しておきましょう。
- 10) 普段からあらゆる場面を想定しておきましょう。



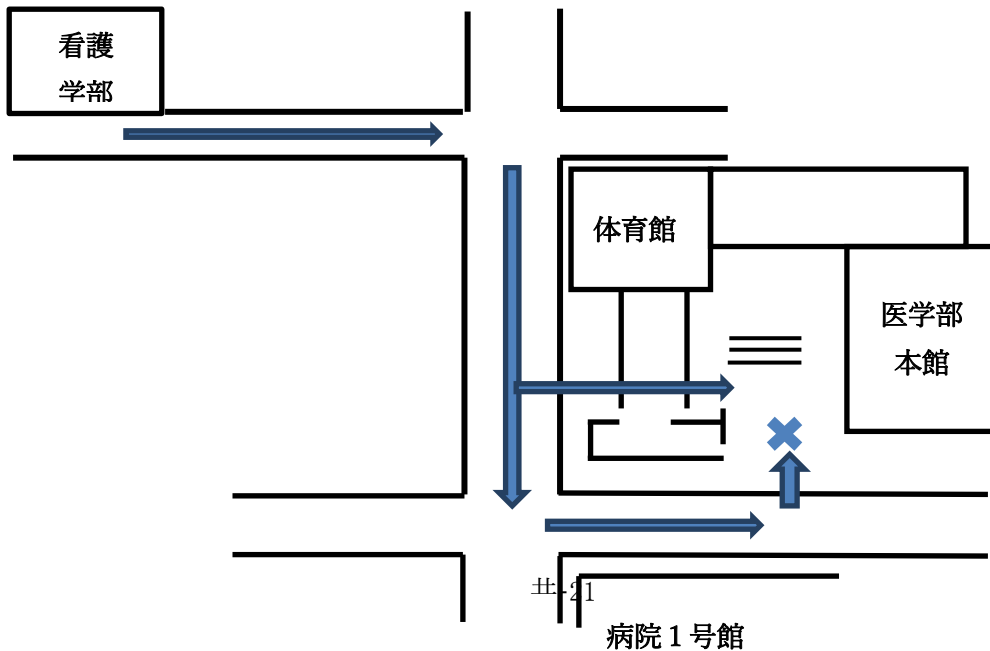
2. 学部内避難経路

災害時は、教員の指示に従いすみやかに校庭へ避難する。



3. 医学部の避難先

火災が大きい場合などは、医学部本館前に誘導することもある。

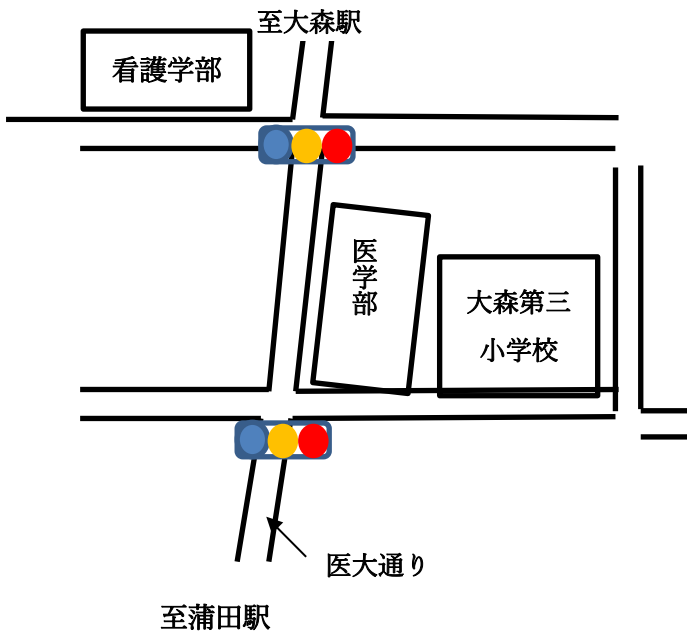


4. 学外避難先

地震などの広域災害が発生した場合は、大学の指示により、下記の大田区指定の広域避難所に移動し待機することもある。

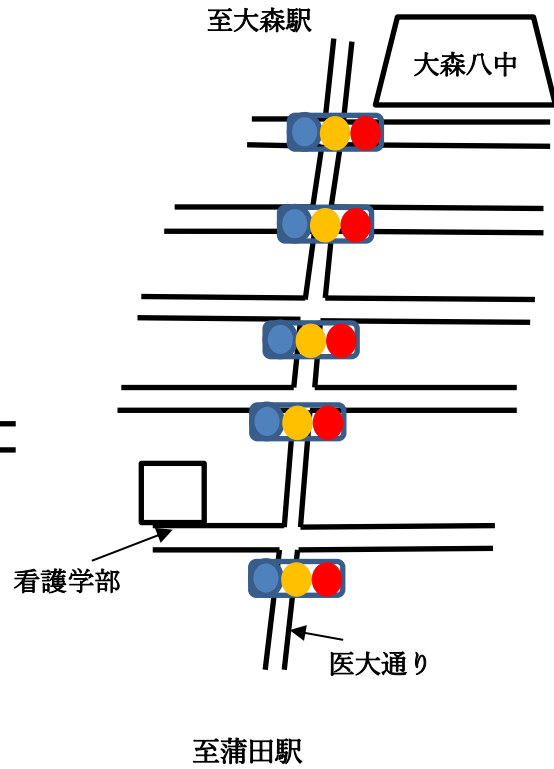
1)大森第三小学校

看護学部より東に徒歩約5分



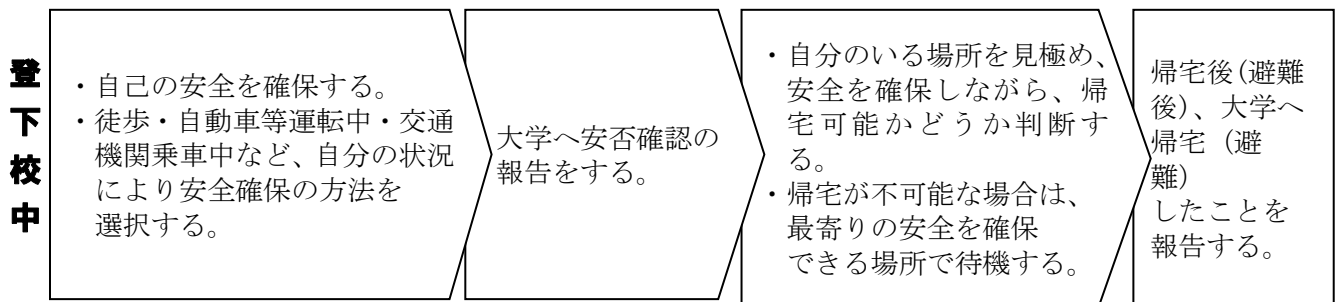
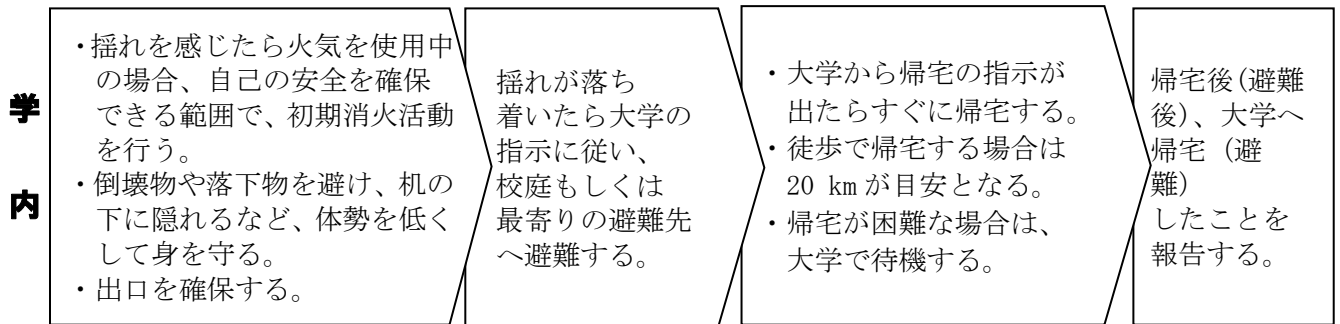
2)大森第八中学校

看護学部より医大通りを北に徒歩10分

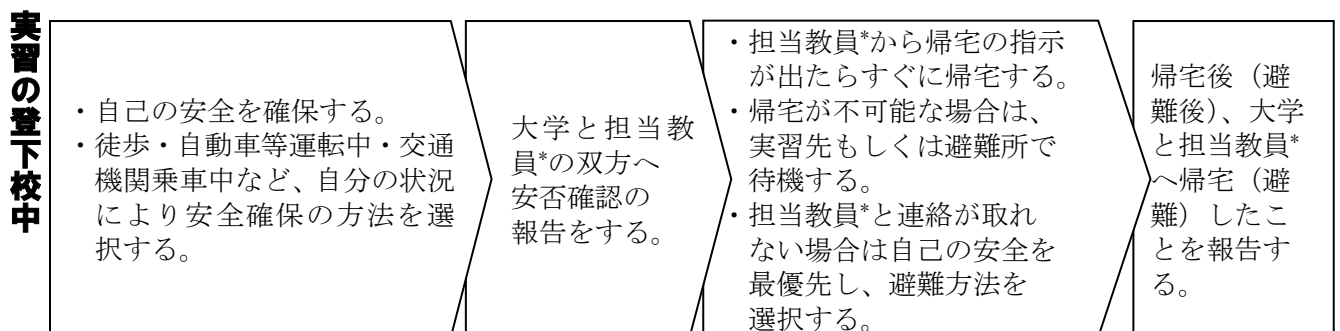
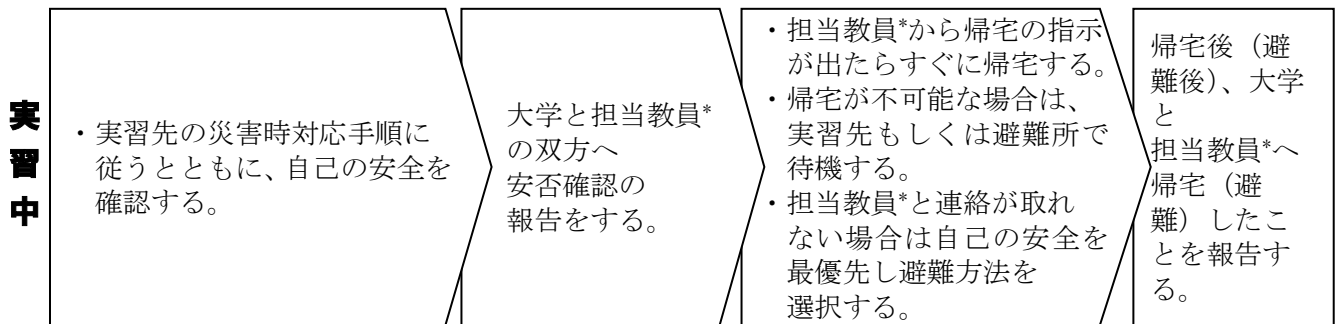


震度6弱以上の地震がおきたら(災害対応のフロー、地震編)

1)学内履修期間



2)実習期間



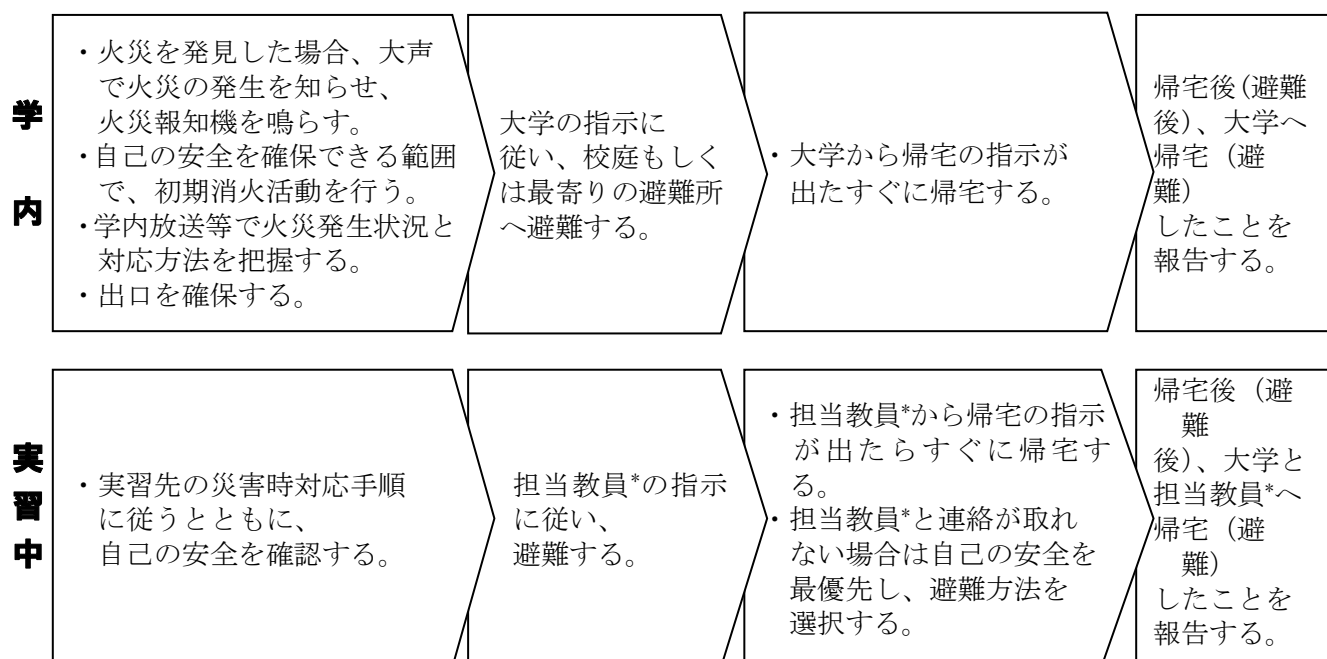
【東邦大学の安否確認システム】

在宅時、夜間、休日であっても、震度6弱以上の場合等は、あらかじめ登録しておいた連絡先に大学から安否確認のメールが届きますので、迅速に返信すること

大学の連絡先：東邦大学看護学部 電話番号：03-3762-9881

*担当教員とは実習担当教員のことを指す

火災がおきたら(災害対応のフロー、火災編)



天災発生時の授業について (「学生生活案内」参照)

天災により大手の鉄道が運行されない場合の授業は下記の通りとする。

- ・ 7:00 までに運行された場合 → 平常通り
- ・ 7:00 までに運行されない場合 → 午前中休講
- ・ 10:00 までに運行されない場合 → 全日休講

*ノロノロ運転、間引き運転の場合は休講とはなりません。

各自、状況を見極めて平常より早めに家を出る等の対処をして下さい。

特に期末試験時には遅れて、大事を招かないよう各自、十分注意して下さい。